

自動車保管場所証明申請書の記載例及び記載要領

神奈川県警察

各項目には、

完成検査終了証、自動車検査証、譲渡証明書、抹消登録証明書等に記載してある内容を正確に記入してください。

※ 数字とローマ字をはっきり区別して書いてください。次の間違いがよく見受けられます。

ゼロ オー デー 仔 アイ ニ セット ハ ビー フィー
〔0とO又はD、 1とI、 2とZ、 8とB、 VとU〕などに注意してください。

【自動車の大きさ】
センチメートル単位で、右に詰めて記入してください。
(ミリ単位は切り捨てる)

【使用の本拠の位置】
〔個人の場合〕
実際に居住する場所の住所を記入してください。通常は、住民票の住所と同じです。
《通常、勤務先は、個人の使用の本拠とはなりません》
〔法人の場合〕
実際に営業を行う事業所の所在地を記入してください。
《通常は、役員の実家や社員寮等は使用の本拠とはなりません》

【保管場所の位置】
駐車場の所在地を住居表示で記入してください。

【保管場所標章番号】
申請者の住所と使用の本拠の位置が同一で、さらに保管場所が同一の代替車両がある場合、その代替車両の標章番号が分かれば記入してください。

【申請者住所・氏名】
車検証の使用者欄にあたる箇所です。
〔個人の場合〕
住民票又は印鑑登録証明書の住所・氏名を記入してください。
氏名欄は、記名押印又は署名のみでも可。(印鑑は認印で結構です)
※氏名にはフリガナをつけてください。
〔法人の場合〕
登記簿又は印鑑登録証明書の所在地・法人名を記入し、法人の代表者名を併記し、社印又は代表者印を押印してください。
〔印〕
1～3枚目は押印し、4枚目は住所のみを記入してください。

【連絡先】
申請内容について日中間合わせ可能な連絡先として、携帯電話番号、申請者以外の氏名、電話番号等を記入してください。

別記様式第1号(第1条関係)

自動車保管場所証明申請書			
車名	型式	車台番号	自動車の大きさ
トヨタ	ECT-54	ECT54-B300789	長さ 465 センチメートル 幅 169 センチメートル 高さ 158 センチメートル
自動車の使用の本拠の位置		横浜市中区海岸通2丁目4番	
自動車の保管場所の位置		横浜市中区海岸通1丁目28番 日本駐車場 NO. 5	
保管場所標章番号		960005460 (同一場所で証明を取得した車両がない場合は、記入する必要はありません。)	
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。			
警察署長 殿		申請書の提出日を記入	
提出先は、保管場所を管轄する警察署です。		申請者 住 所 令和〇〇年〇〇月〇〇日 〒(231-8403) 横浜市中区海岸通2丁目4番 電話番号 (045) 211局 1212番 フリガナ カナガワ タロウ 氏名 神奈川 太郎 印	
第 号 自動車保管場所証明書			
自動車の保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 年 月 日 警察署長 印			

記入する

記入しない

記入する

申請区分	新規	名義変更	住所変更	再交付	保管場所の所有者	自己単独所有	その他	自動車登録番号	申請する自動車に登録番号がある場合は記入してください。	連絡先	携帯電話 090-1111-1111 神奈川県花子 045-222-2222
------	----	------	------	-----	----------	--------	-----	---------	-----------------------------	-----	-------------------------------------------

【申請区分】該当する申請に○印をつけてください。
新規・・・新車、中古車の購入で現在ナンバーがいない場合
住所変更・・・引越し等で住所を変え、変更登録する場合
名義変更・・・所有者の名義を変え、移転登録する場合
再交付・・・紛失等で証明書の再交付をする場合(証明書の再交付は証明日から1か月以内の場合に限ります)

【保管場所の所有者】
申請する保管場所の所有者に○印をつけてください。
自己単独所有・・・自認書を添付
その他・・・他人所有や共有の場合は、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等を添付

※ 申請手数料 (県収入証紙を貼付)
証明書交付申請 2,100円
標章交付申請 500円
証明書再交付申請 400円
標章再交付申請 500円

※ 注意事項

- 警察署窓口で交付されているのは「保管場所標章交付申請書(2枚)」と合わせて4枚の複写式となります。
- この書類は4枚で1組となっていますので、太線枠内を黒色ボールペンで上から強く書いてください。(消すことのできるペンは使用不可)
- 申請添付書面は、次の書類をそれぞれ一通添付してください。
★所在図及び配置図 ★保管場所使用権原疎明書面(自認書、保管場所使用承諾証明書又は駐車場賃貸借契約書の写し等)
- 申請内容に不明な点がある場合は、別途、必要な書面の提出を求めることがあります。
- 証明書の交付とともに保管場所標章と保管場所標章番号通知書が交付されます。交付された通知書は、大切に保管してください。
- 証明書交付後の訂正はできませんので、内容を確認して提出してください。なお、交付後、記載事項に誤りがある場合は、新たな申請となります。
- 証明書の有効期限(証明日から1か月)以内に「使用の本拠の位置」を管轄する陸運支局へ提出してください。有効期限後は、新たな申請となります。
- この書類を申請者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。